

事業主各位

(公財) 岩手労働基準協会宮古支部

## クレーン運転業務特別教育開催のご案内

この講習は、岩手労働局長の「登録講習機関」として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。この講習会を修了したものに修了証を交付いたします。吊り上げ荷重5トン未満のクレーンの運転に労働者を従事させる時は、この特別教育修了証を取得した者でなければ就業できないことになっております。つきましては、この資格取得に必要な講習会を下記の日程により開催いたしますのでご案内いたします。

### 記

日時・会場 学科 令和5年5月25日(木) 9:00～17:00 (受付8:30)  
令和5年5月26日(金) 9:00～11:05  
(公財) 岩手労働基準協会宮古支部 (宮古市小山田2-9-5)  
実技 令和5年5月26日(金) 12:50～17:00  
(有) 伊手屋商店磯鶏営業所 (宮古市実田1-4-15)

受講料等 会員 12,155円(消費税込) (受講料 10,450円 テキスト代 1,705円)  
非会員 13,805円(消費税込) (受講料 12,100円 テキスト代 1,705円)

申込締切日 5月11日(木) 定員30名 但し、定員になり次第締め切ります。  
※締切日までに受講料のお支払がない場合、申込が取消しされることがあります。  
※締め切り後の取消は、受講料等の返還は致しません。  
※申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。

申込方法 〒027-0038 宮古市小山田2-9-5 TEL・FAX 0193-62-4906  
※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込み手数料はご負担願います。  
岩手銀行宮古中央支店(普) 0049490 (公財) 岩手労働基準協会宮古支部

キャンセルの取扱 ※締切日以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。

カリキュラム

1日目	2日目
8:50～9:00 オリエンテーション	9:00～11:05 クレーンの運転に必要な力学に関する知識
9:00～12:05 クレーンに関する知識	
12:50～15:55 原動機及び電気に関する知識	12:50～15:55 クレーンに関する知識
16:00～17:00 関係法令	16:00～17:00 クレーン運転のための合図

- その他
- (1) 当日受講票とテキストを受け取り、受講票に出席印を貰って下さい。
  - (2) 筆記用具 (鉛筆・マーカー等) をご持参下さい。
  - (3) (実技) 保安帽、安全靴又はブック、軍手: 実技に相応しい服装でお願いします。  
『保安帽のない方は当協会準備致します。』

「お願い」 学科講習会場の駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますのでご協力願います。

# クレーン運転業務特別教育受講申込書

No. \_\_\_\_\_

講習日; 令和5年5月25日～26日

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 平成
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		年 月 日
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) TEL ( ) ( ) ( ) 〒 —		

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務先	所在地	〒 — TEL ( ) ( ) ( )		
	事業場名 代表者名			担当者名 内線 ( )
※該当箇所に○印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	

クレーン運転業務特別教育を受講しますので、受講料、テキスト代を添えて申し込めます。

なお、振り込みの場合は振り込み年月日を記載願います。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受講者名(本人自署) \_\_\_\_\_

当日連絡できる電話番号( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項

- 1)氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2)2名以上の申し込みにはこの用紙をコピーしてお申し込みください。忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3)申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。
- 4)氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書により確認すること。)

受 付 印